

継続して長時間勤務を行う教職員への面接指導

西京高等学校医・産業医 杉 本 英 造

6～7月に連続して80時間を超える時間外勤務を行った教職員に対して、夏季休業中に面接指導依頼がありましたでしょうか？。西京高校での面談をご紹介します。西京高校は職員約100名で50名以上の職場には産業医が配置されるため私が兼務しています。月1回、生徒・教諭の健康相談と前月80時間超過勤務された教員の面談を行っています。

過労死ラインとは、働き過ぎにより健康障害が生じて、労働災害と認定の因果関係の判断できるかどうかのために設けてある、時間外労働時間の目安となる時間です。

過労死ラインは80時間(月に20日出勤とすると、1日4時間以上の残業・12時間労働)とされています。これは、健康障害の発症2～6ヶ月間で平均80時間を超える時間外労働をしている場合、健康障害と長時間労働の因果関係を認めやすい目安です。

令和2年度「厚労省：過労死等の労災補償状況」～脳心疾患の時間外労働時間数別、労災補償支給(発症前1か月と2～6か月評価期間の合計)

	支給件数	うち死亡数
45時間未満	0	0
45時間以上～60時間未満	0	0
60時間以上～80時間未満	17	5
80時間以上～100時間未満	79	28
100時間～120時間未満	45	16
120時間～140時間未満	19	7
140時間～160時間未満	12	2

過労による身体の影響は、主に脳と心臓に出てきます。上記の表からも80時間以上群が分岐点になっていることがわかります。また、精神障害による労災請求数は年々増加傾向にあり、ハラスメント事案が増加しているようです。

学校での超過勤務原因としては

- ①クラブ活動 ②授業の準備(補習授業を含む)・文書作業 ③会議 ④児童・生徒の朝の登校の見守り ⑤いじめ問題・不登校の解決 ⑥修学旅行や学外活動の準備 ⑦保護者面談・対策

特に多いのが、クラブ活動に関するもので、運動系の部活では、土日の活動の増加や事故防止などの安全管理のため、顧問・コーチ教員の疲労度が増しています。レベルの高い大会に出場する学校では超過時間が100時間を超える教員が多く、面談しても指導を生きがいにしておられるので、学校医の出番はないように思われることも多々あります。それでも上記に述べたように80時間以上の超過が続くと、心臓・脳・精神に障害をきたすことを粘り強く説明する必要があります。

会議の多さを訴える職員も多く、学校長はできるだけ定例会議時間の厳守(長引かないよう)と簡素化に努力いただきたいと思います。しかし、いじめ問題・不登校・感染症・事故などの臨時会議もあり負担がかかるのも現実です。

児童・生徒の朝の登校見守りふくめ多くの教員が授業開始1時間以上前から出勤され、また放課後は職員室へ質問・相談に来る生徒の対応もあるので、勤務時間が超過する一因になっています。学外授業や修学旅行の準備も児童・生徒の安全な旅行遂行に重要ですが、修学旅行の行先が多岐にわたる(全員が同じ所でなく)、現地での体験学習を選択するコースなど多岐にわたり、旅行社との交渉にストレスを感じている教員もおられます。

学校医の面談は、超過勤務に対してだけでなく、職員健診上の内科的問題や、こころの問題も合わせて傾聴し相談に乗ることも大事かと思います。子育て、親の介護でストレス過重になっていることも多々あります。

- ①日常生活に健康増進を取り入れる工夫
- ②良好な生活環境と睡眠確保、食生活
- ③日常の体力維持のための運動カウンセリング
- ④ストレス対処能力向上へのカウンセリング

月80時間超過になると面談を受ける煩わしさから、あえて80時間未満の報告をする教員も多く、課題はたくさんありますが、学校医の先生方の臨床経験をもとに、教員のストレスを聞いていただくだけで、表情が明るくなっていくと思います。